

札幌市地域福祉振興助成金 交付要綱

平成7年6月1日 民生局長決裁

最近改正 令和6年3月28日

(目 的)

第1条 この要綱は、札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第2条第11号に定める地域福祉振興基金（以下「基金」という。）から生ずる果実を運用して、ボランティア活動、その他の地域福祉活動に要する経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱により、助成を受けることができる団体は、本市内において地域福祉の振興に資する活動を行う、次の各号の一に該当する団体とする。

(1) ボランティア団体

5人以上のボランティアで構成される、高齢者・障がい者（児）・母子・児童等の福祉増進のための非営利活動を行う非営利の民間団体

(2) 非営利の在宅福祉サービス提供団体

5人以上のボランティアで構成される、家事援助・入浴・介護等の在宅福祉サービスを、高齢者・障がい者等に対し実費程度で提供する非営利の民間団体

(3) ボランティア活動を支援している非営利の団体

地域福祉に関するボランティア活動支援のために必要な費用負担を行っている非営利の団体

(4) その他市長が特に必要と認めた団体

(助成対象事業等)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業、経費及び助成限度額などは、次のとおりとする。

(1) 活動費助成

別表1

(2) 単発事業助成

別表2

(3) 立ち上げ支援助成

別表3

(審査基準)

第4条 この要綱による助成対象となる団体、事業、及び経費助成の詳細を定めた審査基準は、別紙のとおりとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 札幌市地域福祉振興助成金交付申請書（様式1-1、様式1-2、様式1-3）
- (2) 収支予算書（様式2-1、様式2-2、様式2-3）
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成の可否及び助成額を決定するものとする。

2 市長は、申請した団体に対し、前項の決定を札幌市地域福祉振興助成金交付決定通知書（様式3）又は札幌市地域福祉振興助成金不交付決定通知書（様式4）により、速やかに通知するものとする。

(助成対象事業内容等の変更)

第7条 助成を受けた団体は、第5条に規定する申請書等に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(報告)

第8条 助成を受けた団体は、助成対象事業の終了後、速やかに札幌市地域福祉振興助成金実績報告書（様式5）及び収支決算書（様式6）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに助成額を確定し、報告した団体に対し、札幌市地域福祉振興助成金確定通知書（様式7）により、通知するものとする。

3 助成を受けた団体は、助成事業に係る経理を明らかにした書類、帳簿類を事業終了後5年間保存し、市長からこれらの経理資料の開示を求められた場合、速やかにこれに応じなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成を受けた団体が、次の各号の一に該当したときは、当該団体への助成の取消若しくは交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成事業を中止したとき
- (3) 助成目的以外の経費に流用したとき

(4) 助成金に剰余が生じたとき

(5) その他この要綱に違反したとき

(審査会)

第10条 この要綱による助成を適正かつ効果的に実施するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第1項の規定により市長が設置する附属機関は、札幌市地域福祉振興助成金運営審査会（以下「審査会」という。）とする。

(任期)

第11条 委員の任期は、委嘱の日から助成金交付に伴う事務が終了する日までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

5 その他、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(会議)

第13条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、保健福祉局において行う。

(審査会の任務)

第16条 審査会は、第6条第1項に規定する助成の可否及び助成額について審議し、その結果を市長に報告する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局総務部地域生活支援担

当部長が定める。

(専決事項)

第18条 第4条に規定する審査基準を除くこの要綱の改正は、保健福祉局長の専決事項とし、第4条に規定する審査基準の改正は、保健福祉局総務部地域生活支援担当部長の専決事項とする。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

(廃止規程)

2 札幌市地域福祉振興基金運営要綱（平成2年3月23日民生局長決裁）は廃止する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成12年4月14日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成13年4月10日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成15年4月9日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成16年4月7日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の札幌市地域福祉振興助成金交付要綱の別表 1 「助成期限」欄に「同一団体への助成は、5 回までとする。」とあるが、平成 24 年度までの 3 年間については、この規定に関わらず、申請が 6 回目以降の団体であっても引き続き助成を受けられるものとする。ただし、助成限度額については、平成 22 年度は 3 万円、平成 23 年度は 2 万円、平成 24 年度は 1 万円とする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 活動費助成の対象となる事業、経費及び助成限度額

助成対象団体		ボランティア団体	非営利の在宅福祉サービス提供団体	ボランティア活動を支援している非営利の団体	その他市長が特に認めた団体												
上記団体のうち、設立後1年以上が経過している団体を対象とする。																	
助成対象事業		高齢者・障がい者（児）・母子・児童等の福祉増進のための非営利の奉仕活動	家事援助・入浴・介護等の在宅福祉サービスを、高齢者・障がい者等に対し実費程度で提供する非営利活動	地域福祉に関する、ボランティア活動希望者の受け入れや情報提供、仲介などのボランティア支援活動	地域福祉の振興に資する事業												
上記に掲げる事業で、年間を通して継続的に活動を行うものを対象とする。																	
助成対象経費（※1）	資材購入費等	活動に直接使用する資材・機材・資料等の購入費 講演会等に係る講師派遣に係る謝礼等（※2）															
	会場費	活動、サービス提供に直接使用する会場使用料等															
	交通費	活動を行うために移動する市内分交通費															
	ボランティア保険	ボランティア活動者がボランティア保険に加入した場合の保険料 団体が負担するボランティア保険料															
	その他	その他助成することにより地域福祉の振興に大きく寄与すると特に市長が認める費用															
助成対象となる期間		助成金を受ける年度の4月1日から3月末日までとする。															
助成限度額		次のいずれかの低額な方とする。（千円単位。計算により端数が生じた場合、500円以上は繰上げ、500円未満は切り捨てる。） ① 助成対象経費合計額の1/2 ② 初回の助成金交付額に下表の交付割合を乗じた額。ただし、初回の場合、②の金額は15万円とする。 また、計算の結果、3万円を下回った場合は②の金額を3万円とする。															
		<table border="1"> <tr> <td>交付回数</td> <td>初回</td> <td>2回目</td> <td>3回目</td> <td>4回目</td> <td>5回目</td> </tr> <tr> <td>交付割合</td> <td>1</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> </tr> </table>				交付回数	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	交付割合	1	0.8	0.6	0.4	0.2
交付回数	初回	2回目	3回目	4回目	5回目												
交付割合	1	0.8	0.6	0.4	0.2												
助成期限		同一団体への助成は、5回までとする。ただし、助成を受けられないことにより、団体の活動が著しく停滞すると認められる場合（※3）は、審査の上、引き続き助成することができる。なお、その際の助成限度額②は3万円とする。															

※1 活動に必要な資材購入費や会場費、会場までの交通費などについて、実費負担を得る場合や、全額を補助する補助金を利用する場合など、当該収入に対応する支出は助成対象経費から除外する（例えば、A施設に訪問する際の交通費1,000円について、A施設から交通費として1,000円の寄付があった場合等）。

※2 講師派遣に係る謝礼の基準については別表4参照

※3 例えば、団体の予算額に占める助成金の割合が20%以上である場合等

別表2 単発事業助成の対象となる事業、経費及び助成限度額

助成対象団体		ボランティア団体	非営利の在宅福祉サービス提供団体	ボランティア活動を支援している非営利の団体	その他市長が特に認めた団体
上記団体のうち、設立後1年以上が経過している団体を対象とする。					
助成対象事業		高齢者・障がい者（児）・母子・児童等の福祉増進のための非営利の奉仕活動	家事援助・入浴・介護等の在宅福祉サービスを、高齢者・障がい者等に対し実費程度で提供する非営利活動	地域福祉に関する、ボランティア活動希望者の受け入れや情報提供、仲介などのボランティア支援活動	地域福祉の振興に資する事業
上記に掲げる事業を実施する団体が、前年度の団体予算額の20%以上の予算で開催する、市民向けの大規模なイベント（定期的に開催するものを除く）や、市民に幅広く参加を呼びかけて実施する周年行事（概ね5年以上の間隔で実施するもの）など、一時的に費用がかかる活動を行うものを対象とする。					
助成対象経費 （※1）	資材購入費等	事業実施に直接使用する資材・機材・資料等の購入費 講演会等に係る講師派遣に係る謝礼等（※2）			
	会場費	事業実施に直接使用する会場使用料等			
	交通費	事業実施日の交通費、事業実施に係る事前調整に係る交通費			
	ボランティア保険	事業主催団体がボランティア活動者のために負担するボランティア保険料			
	その他	その他助成することにより地域福祉の振興に大きく寄与すると特に市長が認める費用			
助成対象となる期間		助成金を受ける年度の4月1日から3月末日までとする。			
助成限度額		次のいずれかの低額な方とする。 ① 助成対象経費合計額の1/2（千円単位。合計額を2で割って端数が生じた場合、500円以上は繰上げ、500円未満は切り捨てる。） ② 10万円			

※1 活動に必要な資材購入費や会場費、会場までの交通費などについて、実費負担を得る場合や、全額を補助する補助金を利用する場合など、当該収入に対応する支出は助成対象経費から除外する（例えば、A施設に訪問する際の交通費1,000円について、A施設から交通費として1,000円の寄付があった場合等）。

※2 講師派遣に係る謝礼の基準については別表4参照

別表3 立ち上げ支援助成の対象となる事業、経費及び助成限度額

助成対象団体		ボランティア団体	非営利の在宅福祉サービス提供団体	ボランティア活動を支援している非営利の団体	その他市長が特に認めた団体
		上記団体のうち、設立後1年未満の団体を対象とする。			
助成対象事業		高齢者・障がい者（児）・母子・児童等の福祉増進のための非営利の奉仕活動	家事援助・入浴・介護等の在宅福祉サービスを、高齢者・障がい者等に対し実費程度で提供する非営利活動	地域福祉に関する、ボランティア活動希望者の受け入れや情報提供、仲介などのボランティア支援活動	地域福祉の振興に資する事業
		上記に掲げる事業で、団体立ち上げ段階で必要となるものを対象とする。			
助成対象経費	備品購入費等	団体立ち上げに要する資材・機材・資料等の購入費 団体の活動拠点整備に要する備品等の購入費			
	その他	その他助成することにより地域福祉の振興に大きく寄与すると特に市長が認める費用			
助成対象となる期間		助成金を受ける年度の4月1日から3月末日までとする。			
助成限度額		次のいずれかの低額な方とする。 ① 助成対象経費合計額の1/2（千円単位。合計額を2で割って端数が生じた場合、500円以上は繰上げ、500円未満は切り捨てる。） ② 10万円			

※活動に必要な資材購入費について、実費負担を得る場合や、全額を補助する補助金を利用する場合など、当該収入に対応する支出は助成対象経費から除外する（例えば、活動に使用する特定の絵本の購入費1,000円について、参加者から当該絵本の購入費として計1,000円を徴収した場合等）。

別表4 講師派遣に係る謝礼に関する上限額（税抜き）

講師区分		1時間あたり単価 (所得税及び復興特別所得税を含まない)
大学教員	教授・准教授	12,000 円
	講師・助教・助手	6,000 円
コンサルタント (研修の講師を主たる職業とする場合等を言う)		20,000 円
官公庁職員	本省	8,000 円
	都道府県	6,000 円
	本省の出先機関	6,000 円
学識経験者		15,000 円
民間企業		12,000 円
その他		10,000 円
上記の区分に関わらず、その実績が特に評価され 著名である者		50,000 円

審 査 基 準

I 助 成 団 体	<p>(1) 次の団体は助成対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家族の会、子育てサークルなどの自助団体（団体構成員相互の支援活動団体） （ただし、自助団体を支援するボランティアの集団であれば助成可能） ② 団体の収入予算額に占める助成金の割合が5%未満の団体 ③ 収入予算額に占める前年度繰越金の割合が40%以上の団体（立ち上げ支援助成を除く） ④ 立ち上げ支援助成においては、団体の収入予算額に占める助成金の割合が5%未満の団体 ⑤ 法令等に基づき組織することが義務付けられている団体 ⑥ 札幌市から他の助成（札幌市からの補助金等を原資とした助成を含む）を受ける団体 ⑦ 同年度の他の申請団体と構成員の大部分が重複する団体 ⑧ 札幌市社会福祉協議会にボランティア登録していない団体
II 助 成 事 業	<p>(1) 次の事業は助成対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政治活動・宗教活動と判断される活動 ② 自助的（団体構成員相互の支援活動的）性格の強い活動 ③ 行政から委嘱・任命されたボランティア的な職務に伴う活動（民生委員活動など）
III 助 成 経 費	<p>(1) 次の経費については、原則として助成対象外となる。ただし、活動上不可欠と認められるものであれば、審査のうえ助成することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 団体構成員や他のボランティア同士だけの会議・交流会等に係る経費 ② 内部研修費 ③ 市外に居住するボランティア活動対象者のために、市外で行う活動に係る経費 ④ 高齢者や障がい者など、ボランティア活動対象者に要する交通費 ⑤ 家賃、光熱水費など団体維持運営自体に係る経費 ⑥ 次年度以降へ積み立てる経費 <p>(2) 次の経費については、審査により助成対象外となることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 受益者や活動を行う施設・病院などで負担するべき経費 ② 活動上必ずしも必要ではない資材等の購入費（団体構成員のユニフォームなど） ③ 団体の構成員や活動する施設などが、ボランティア目的以外に使用する可能性が高い資材の購入費 ④ 活動の規模・内容等と整合しない資材の購入費 ⑤ その他、本助成金の趣旨にそぐわないと判断される経費 <p>(3) 単価が5万円程度以上の資材の購入費については、必要に応じ、見積書及び領収書の提出を求めることができる。また、原則として資材1台につき15万円を助成対象経費の上限額とする。</p>

(あて先) 札幌市長
下記のとおり、札幌市地域福祉振興助成金（活動費助成）の交付を申請します。

団体名 (あればホームページアドレス)		(ホームページ https://)
代表者	氏名	(肩書:)
	住所	(〒 -) (電話 FAX -)
申請書についての 問い合わせ先	氏名	
	住所	(〒 -) (電話 FAX -)
設立年月	年 月	
活動年数	年 か月	
活動者数	人	
札幌市社会福祉協議会 のボランティア登録	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 未登録	
団体分類	<input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 非営利の在宅福祉サービス提供団体 <input type="checkbox"/> ボランティア活動を支援している非営利の団体	
他の助成制度の 活用予定	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 北海道地域活動振興協会 <input type="checkbox"/> 札幌市の他の助成制度 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし	
助成受給回数	年度から 年度まで 計	回受給
前年度決算額	円	
今年度予算額	円	
助成金申請額	円	

団体の活動内容など	
1 活動目的	
2 援助対象者	
3 活動内容	
4 活動場所	
5 活動頻度	
6 今年度活動計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 次のとおり 2 別紙のとおり </div>
7 活動費としての助成金の概算払（交付決定後の助成金の交付）希望の有無（いずれかに○）	活動資金として早期の入金が必要なので、概算払を、 希望します ・ 希望しません
8 現在抱えている課題などありましたら記載してください。	

(あて先) 札幌市長
下記のとおり、札幌市地域福祉振興助成金（単発事業助成）の交付を申請します。

団体名 (あればホームページアドレス)		(ホームページ https://)	
代表者	氏名	(肩書:)	
	住所	(〒 -) (電話 FAX -)	
申請書についての 問い合わせ先	氏名		
	住所	(〒 -) (電話 FAX -)	
設立年月	年	月	
活動年数	年	か月	
活動者数	人		
札幌市社会福祉協議会 のボランティア登録	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 未登録		
団体分類	<input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 非営利の在宅福祉サービス提供団体 <input type="checkbox"/> ボランティア活動を支援している非営利の団体		
他の助成制度の 活用予定	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 北海道地域活動振興協会 <input type="checkbox"/> 札幌市の他の助成制度 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし		
活動費助成の助成受給回数	年度から	年度まで	計 回受給
今年度団体予算額	円	前年度団体予算額	円
今年度単発事業予算額	円	前年度団体繰越額	円
今年度単発事業 助成金申請額	円	今年度活動費 助成金申請額	円

団体の活動内容・単発事業の内容など	
1	事業名（イベントや行事など）・活動目的
2	援助対象者
3	活動内容
4	活動場所
5	活動頻度
6	今年度活動計画 1 次のとおり 2 別紙のとおり
7	活動費としての助成金の概算払（交付決定後の助成金の交付）希望の有無（いずれかに○） 活動資金として早期の入金が必要なので、概算払を、 希望します ・ 希望しません
8	現在抱えている課題などありましたら記載してください。

(あて先) 札幌市長
下記のとおり、札幌市地域福祉振興助成金（立ち上げ支援助成）の交付を申請します。

団体名 (あればホームページアドレス)		(ホームページ https:// _____)
代表者	氏名	(肩書: _____)
	住所	(〒 _____) (電話 _____ FAX _____)
申請書についての 問い合わせ先	氏名	
	住所	(〒 _____) (電話 _____ FAX _____)
設立年月	年 月	
活動年数	年 か月	
活動者数	人	
札幌市社会福祉協議会 のボランティア登録	<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 未登録	
団体分類	<input type="checkbox"/> ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 非営利の在宅福祉サービス提供団体 <input type="checkbox"/> ボランティア活動を支援している非営利の団体	
他の助成制度の 活用予定	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 北海道地域活動振興協会 <input type="checkbox"/> 札幌市の他の助成制度 (_____) <input type="checkbox"/> その他 (_____) <input type="checkbox"/> なし	
今年度予算額		円
助成金申請額		円

団体の活動内容など	
1 活動目的	
2 援助対象者	
3 活動内容	
4 活動場所	
5 活動頻度	
6 今年度活動計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 次のとおり 2 別紙のとおり </div>
7 活動費としての助成金の概算払（交付決定後の助成金の交付）希望の有無（いずれかに○）	活動資金として早期の入金が必要なので、概算払を、 希望します ・ 希望しません
8 現在抱えている課題などありましたら記載してください。	

年度 活動費助成 収支予算書

年度収入予算

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

	予算額	内 訳
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
前年度繰越金	円	継続申請団体は、前年度実績報告書の「次年度繰越額」を記載。 新規申請団体は、4月1日時点の保有資産(預貯金額、会員からの預かり金など)の合計額を記載。
寄付金	円	
補助金・助成金	円	(他に利用を予定する補助金・助成金名と金額を記載)
収益金	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金申請額	円	右下欄の計算による算出額を記載(千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出予算

	予算額	内 訳
助成対象経費	資材購入費等	円 右欄に記載
	会場費	円 右欄に記載
	交通費	円 右欄に記載
	ボランティア保険料	円 1人あたり年額 円 × 人
	小 計	円
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
次年度繰越金	円	(繰越金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

資材(備品等) 購入費内訳	購入する資材等	用 途	単 価	数 量	金 額	
	合 計					円
会場費	場 所	用 件	単 価	回 数	金 額	
	合 計					円
交通費内訳	用 件	行 き 先	往復料金	人 数	回 数	金 額
	合 計					円

- ※ 資材購入費や交通費等の名目で、実費負担を得る場合などについて、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、左の支出予定の「その他」の欄に記載してください。
- ※ 資材購入費等で単価50,000円以上の経費は、見積書を添付してください。

地域福祉振興助成金申請額の計算

端数が生じた場合、500円以上は切上げ、500円未満は切捨てにより、千円単位としてください。

① 助成対象経費の2分の1	円	(助成対象経費) _____円 ÷ 2 = _____円
② 交付予定回数に応じた助成限度額	円	※ (初回助成額) (交付割合) _____円 × _____ = _____円

- ※ 新規申請団体は「150,000」円と記載。過去に5回以上の交付を受ける団体は「30,000」円と記載。また、②により30,000円を下回る場合は「30,000」円と記載。上記①、②のいずれか低い額を左上欄の地域福祉振興助成金申請額としてください。

年度 単発事業助成 収支予算書

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

年度収入予算

	予算額	内 訳
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
団体予算額からの繰入金	円	
寄付金	円	
補助金・助成金	円	
収益金	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金申請額	円	右下欄の計算による算出額を記載(千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出予算

	予算額	内 訳
助成対象経費	資材購入費等	円 右欄に記載
	会場費	円 右欄に記載
	交通費	円 右欄に記載
	ボランティア保険料	円 1人あたり年額 円 × 人
	小 計	円
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
余剰金	円	(余剰金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

資材(備品等)購入費内訳	購入する資材等	用 途	単 価	数 量	金 額	
	合 計					円
会場費	場 所	用 件	単 価	回 数	金 額	
	合 計					円
交通費内訳	用 件	行 き 先	往復料金	人 数	回 数	金 額
	合 計					円

- ※ 資材購入費や交通費等の名目で、実費負担を得る場合などについて、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、左の支出予定の「その他」の欄に記載してください。
- ※ 資材購入費等で単価50,000円以上の経費は、見積書を添付してください。

地域福祉振興助成金申請額の計算

申請額は500円以上切上げ、500円未満切捨てにより、千円単位としてください。

① 助成対象経費の2分の1	円	(助成対象経費) _____ 円 ÷ 2 = _____ 円
② 助成限度額	100,000 円	

①、②のいずれか低い額を左上欄の地域福祉振興助成金申請額としてください。

年度 立ち上げ支援助成 収支予算書

年度収入予算

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

	予算額	内 訳
前年度繰越金	円	4月1日時点で団体が設立済の場合、団体の保有資産(預貯金額、会員からの預かり金など)があれば、その合計額を記載してください。
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
寄付金	円	
補助金・助成金	円	
収益金	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金申請額	円	下欄の計算による算出額を記載(千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出予算

	予算額	内 訳
助成対象経費 備品購入費等	円	
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
次年度繰越金	円	(繰越金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

※ 資材や備品等のうち、費用の全額について実費負担等の収入を得る場合は、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、上の支出予算の「その他」の欄に記載してください。

※ 備品購入費等で単価50,000円以上の経費は、見積書を添付してください。

地域福祉振興助成金申請額の計算

端数が生じた場合、500円以上切上げ、500円未満切捨てにより千円単位としてください。

① 助成対象経費の2分の1	円
② 助成限度額	100,000 円

(助成対象経費)

$$\text{_____ 円} \div 2 = \text{_____ 円}$$

①、②のいずれか低い額を上欄の地域福祉振興助成金申請額としてください。

(様式3)

札幌地第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

年度 札幌市地域福祉振興助成金（助成金種別を記載） 交付決定通知書

年(年) 月 日付で申請のありました標記助成金について、下記のとおり交付することと決定しましたので、通知いたします。

記

1 助成及び対象となる事業

地域福祉の振興に資する活動を行う団体に対する資材購入費等、会場費、交通費、ボランティア保険料の助成

2 助成対象事業費及び助成金額

助成金額 金 円

【助成対象内訳】

事業名	予 算 額
資材購入費等	円
会 場 費	円
交 通 費	円
ボランティア保険料	円
合 計	円

3 交付方法

- (1) 助成金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付いたします。なお、活動資金として早期の入金を希望される場合は、事業終了前に概算払をすることも可能です。
- (2) 助成金は、同封した請求書に基づき、口座振込により交付いたしますので、必要事項を記載し、本書の写しを添付のうえ、下記まで提出願います。

4 助成対象期間

年（ 年） 月 日～ 年（ 年） 月 日

5 助成の条件は、次のとおりとします。

- (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- (2) 助成金は、目的以外に使用しないこと。
- (3) 確定金額が助成金額に満たないときは、その満たない額を助成金額から減ずること。

6 助成要件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が助成を不相当と認めたときは、助成を取消しもしくは助成決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがあります。

7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがあります。

8 報告書の提出

助成事業終了後、札幌市地域福祉振興助成金実績報告書（様式5）、収支決算書（様式6）を作成し、 年 月 日（ ）までに市長宛提出してください。

9 会計書類の保存

会計書類の開示を求める場合がありますので、年度ごとの帳簿類を各助成対象期間の終了後、5年間保存してください。

10 その他

（必要事項を記載）

（注）1 助成条件のうち(3)の確定金額とは、助成対象事業に係る決算額を2で除した額を百の位で四捨五入して得られた金額又は助成限度額のいずれかの低い金額とする。

【担当】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課 ○○ Tel 211-2932

(様式4)

札幌地第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長 ○○ ○○

年度 札幌市地域福祉振興助成金 (助成金種別を記載) 不交付決定通知書

先に申請のありました標記助成金について、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、通知いたします。

記

(理由)

【担当】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課 ○○ TEL 211-2932

年度 札幌市地域福祉振興助成金（助成金種別を記載）

実績報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

団 体 名

代表者氏名

(TEL)

代表者住所 (〒)

連絡先氏名

(TEL)

下記のとおり、団体の活動実績及び札幌市地域福祉振興助成金の使用実績を報告します。

記

1 活動内容

2 活動場所

3 活動回数・頻度

4 援助対象者

5 収支決算
別紙のとおり

6 活動の成果

7 今後の目標

※ 活動状況がわかる写真を3枚程度添付してください。

年度 活動費助成 収支決算書

年度収入決算

	決算額	内 訳
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
前年度繰越金	円	継続申請団体は、前年度実績報告書の「次年度繰越額」を記載。 新規申請団体は、4月1日時点の保有資産(預貯金額、会員からの預かり金など)の合計額を記載。
寄付金	円	
補助金・助成金	円	(他に利用した補助金・助成金名と金額を記載)
収益金	円	
預金利息	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金 確定額	円	右下欄の計算による算出額を記載(千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出決算

	決算額	内 訳
助成対象経費	資材購入費等	円 右欄に記載
	会場費	円 右欄に記載
	交通費	円 右欄に記載
	ボランティア 保険料	円 1人あたり年額 円 × 人
	小 計	円
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
次年度繰越金	円	(繰越金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

資材(備品等) 購入費内訳	購入した資材等	用 途	単 価	数 量	金 額	
	合 計					円
会場費	場 所	用 件	単 価	回 数	金 額	
	合 計					円
交通費内訳	用 件	行 き 先	往復料金	人 数	回 数	金 額
	合 計					円

- ※ 資材購入費や交通費等の名目で、実費負担を得る場合などについて、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、左の支出予定の「その他」の欄に記載してください。
- ※ 資材購入費等で単価50,000円以上の経費は、領収書を添付してください。

地域福祉振興助成金確定額の計算

端数が生じた場合、500円以上は切上げ、500円未満は切捨てにより、千円単位としてください。

① 助成対象経費の 2分の1	円
② 概算交付額	円

(助成対象経費)

_____円 ÷ 2 = _____円

上記①、②のいずれか低い額を左上欄の地域福祉振興助成金確定額としてください。

年度 単発事業助成 収支決算書

年度収入決算

	決算額	内 訳
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
団体予算額からの繰入金	円	
寄付金	円	
補助金・助成金	円	(他に利用した補助金・助成金名と金額を記載)
収益金	円	
預金利息	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金確定額	円	右下欄の計算による算出額を記載 (千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出決算

	決算額	内 訳
助成対象経費	資材購入費等	円 右欄に記載
	会場費	円 右欄に記載
	交通費	円 右欄に記載
	ボランティア保険料	円 1人あたり年額 円 × 人
	小 計	円
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
余剰金	円	(余剰金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

資材(備品等) 購入費内訳	購入した資材等	用 途	単 価	数 量	金 額	
	合 計					円
会場費	場 所	用 件	単 価	回 数	金 額	
	合 計					円
交通費内訳	用 件	行 き 先	往復料金	人 数	回 数	金 額
	合 計					円

- ※ 資材購入費や交通費等の名目で、実費負担を得る場合などについて、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、左の支出予定の「その他」の欄に記載してください。
- ※ 資材購入費等で単価50,000円以上の経費は、領収書を添付してください。

地域福祉振興助成金確定額の計算

端数が生じた場合、500円以上は切上げ、500円未満は切捨てにより、千円単位としてください。

① 助成対象経費の2分の1	円	(助成対象経費)	_____円 ÷ 2 = _____円
② 概算交付額	円		

上記①、②のいずれか低い額を左上欄の地域福祉振興助成金確定額としてください。

年度 立ち上げ支援助成 収支決算書

年度収入決算

(記載事項が多い場合は別紙に記載してください)

	予算額	内 訳
前年度繰越金	円	4月1日時点で団体が設立済の場合、団体の保有資産(預貯金額、会員からの預かり金など)があれば、その合計額を記載してください。
会員会費	円	1人あたり年額 円 × 人
会員自己負担	円	
寄付金	円	
補助金・助成金	円	(他に利用した補助金・助成金名と金額を記載)
収益金	円	
預金利息	円	
その他	円	
地域福祉振興助成金 確定額	円	下欄の計算による算出額を記載(千円単位)
合 計	円	支出欄の「合計」と同額になります

年度支出決算

	予算額	内 訳
助成対象経費 備品購入費等	円	
研修費	円	
会報発行費	円	
事務諸経費	円	
その他	円	
次年度繰越金	円	(繰越金の目的)
合 計	円	収入欄の「合計」と同額になります。

※ 資材や備品等のうち、費用の全額について実費負担等の収入を得る場合は、当該収入に対応する支出は助成対象経費に含まれませんので、上の支出決算の「その他」の欄に記載してください。

※ 備品購入費等で単価50,000円以上の経費は、領収書を添付してください。

地域福祉振興助成金確定額の計算

端数が生じた場合、500円以上切上げ、500円未満切捨てにより千円単位としてください。

① 助成対象経費の2分の1	円	(助成対象経費) _____円 ÷ 2 = _____円
② 概算交付額	円	

①、②のいずれか低い額を上欄の「地域福祉振興助成金確定額」に記載してください。